

規格・基準等の事前意図公告

〔この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定
(SPS 協定) 附属書 B の 5(a) に基づくものです。〕

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正について

下記のとおり、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）の一部を改正する予定であるので、お知らせします。御意見のある場合は、理由を付して文書で御提出ください。

記

- 1 件名
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正
- 2 対象品目
 - ・ 飼料添加物としての亜鉛バシトラシン
 - ・ 飼料添加物としてのハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム
- 3 趣旨及び目的
現在輸入及び使用されておらず、今後の輸入等の見込みのない対象品目について、飼料添加物としての指定を取り消すとともに、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令を一部改正し、対応する規格・基準を削除する。
- 4 適用予定日
官報に公示する。
- 5 意見提出先
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1
電話 03-3502-8111 内線 4546
e-mail : feed_additive@maff.go.jp
- 6 意見提出期限
WTO 事務局から配布された日から 60 日間。